

島本町教育委員会 会議録（令和3年第4回 臨時会）

日 時	令和3年3月23日（火） 午前9時30分 ～ 午前11時10分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	持田学教育長、高岡理恵教育委員、西山洋子教育委員、森田美佐教育委員、西尾一実教育委員
委 員 及 び 事 務 局 職 員	（教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長 （教育総務課）廣井信弥課長、小路慧之係長、島本恵子主査 （教育推進課）山田敏博課長、佐々木淳平参事、石橋孝之参事 （子育て支援課）南田篤志課長 （生涯学習課）奥野大介課長、矢野祥代主幹兼図書館長
欠 席 者	
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	<p>第10号議案 島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について</p> <p>第11号議案 島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について</p> <p>第12号議案 島本町立図書館設置条例施行規則の一部改正について</p> <p>第13号議案 島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について</p> <p>第14号議案 島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について</p> <p>第15号議案 島本町青少年指導員の委嘱について</p> <p>第16号議案 令和3年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項（案）について</p> <p>第11号報告 GIGAスクール構想の実現に向けた計画の策定について</p> <p>第18号議案 島本町いじめ防止等基本方針の改訂について</p> <p>第6号報告 令和2年度教育費補正予算（案）の臨時代理について</p> <p>第7号報告 令和3年度教育費補正予算（案）の臨時代理について</p> <p>第8号報告 令和2年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学1・2年生）の結果の公表について</p> <p>第9号報告 令和2年度春季休業中における児童生徒の指導について</p> <p>第10号報告 教職員（一般職）人事の臨時代理について</p> <p>第19号議案 事務局職員人事について</p>
議 決 事 項	第10号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案、第14号議案 第15号議案、第16号議案、第18号議案、第19号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者2名

教育長 本日の出席者は5名です。定数を満たしておりますので、令和3年第4回教育委員会臨時会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、森田教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、森田教育委員に決定いたしました。よろしく願いいたします。

それでは、第10号議案「島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第10号議案「島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について」、御説明申し上げます。

まず、提案理由は、島本町青少年問題協議会設置条例の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、当該条例の廃止については、去る3月2日に開かれた町議会3月定例会議において、可決されたところでございます。

次に、改正の内容について御説明します。資料4枚目の新旧対照表を御覧ください。

現在、生涯学習課の分掌事務の一つとして「青少年問題協議会に関すること。」を定めておりますが、先述の条例が廃止され、青少年問題協議会が廃されることに伴い、当該事項を生涯学習課の分掌事務から除くものでございます。

最後に、施行期日は、令和3年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第11号議案「島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第11号議案「島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」、御説明申し上げます。

まず、提案理由は、校区の弾力的運用制度を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

校区の弾力的運用制度に関しましては、小学校については平成16年度から、中学校については平成18年度から運用を始めた制度でございます。その趣旨としましては、校区制度を前提としつつ、児童・生徒の居住地その他の事情を踏まえ、校区の学校である指定校以外の特定の学校、いわゆる選択校に通学することを可能とすることにより、児童・生徒の通学負担等に一定配慮したものでございます。

しかしながら、近年、町の区域内で大型の住宅開発が行われ、また、今後もその予定がありますことから、児童・生徒数は、当分の間、全体的に増加する見込みでございます。その中でも、第一中学校については、校区内の就学予定者数が特に増加する見込みであること、また、本制度の利用による第二中学校区からの新入学生徒が例年20人前後おり、3学年で60人ほどになりますことから、今後、第一中学校の在学者数が増加してくるにつれ、同校の教室数の確保が懸案となるところでございます。

また、本制度につきましましては、過去に、地域団体から、地区活動を行う上で、同じ地区で違う学校に通う児童がいることで不都合が生じるため解消を希望する旨の要望が出されたことがあり、また、議会におきましても、本制度が、住民コミュニティやまちづくりの観点から見た場合に、地域の課題の一つとなっている点についての御指摘を頂いたこともございます。

以上のような点を踏まえまして、このたび、本制度に関しましては、

令和3年度の新入学及び転入学児童・生徒を対象とするものを最後に、廃止するものでございます。

次に、改正の内容について御説明します。資料3枚目の第11号議案資料を御覧ください。

まず、1点目としまして、校区の弾力的運用制度を廃止するため、規則中の関係規定を削除するものでございます。

続いて、2点目から4点目までは、いずれも、改正規則の附則の規定に関するものでございます。

2点目としまして、この改正規則の施行日である令和3年4月1日において選択校に在学している、新1年生を含む児童・生徒については、当該選択校の在学期間中に限り、なお本制度が適用されるものとするものでございます。これにより、本制度の廃止後も、引き続き選択校に在学することができるように図るものでございます。

次に、3点目としまして、令和3年4月1日以降に町に転入し、又は町内で転居する児童・生徒については、令和4年3月31日までの間は、なお本制度が適用されるものとするものでございます。これにより、本制度の廃止後も、令和3年度中の転入学児童・生徒に限り、選択校に転入学することができるように図るものでございます。

最後に、4点目としまして、2点目と3点目で述べた経過措置により選択校に通学している児童・生徒の弟妹は、当該弟妹の入学時に、その兄姉である児童・生徒が当該選択校に在学している場合に限り、当該選択校に入学することができるものとするものでございます。これにより、本制度の廃止後も、きょうだいと同じ選択校である小学校又は中学校に通うことができ、それに伴い、家庭の負担も軽減することができるように図るものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

これより、本案に対する質疑を行います。質問のある方は挙手願います。

3点質問させてください。1点目、第二中学校区からの新入学生徒が例年20人前後第一中学校に行っており、第一中学校の生徒数が増

教育長

教育委員

えるとの説明がありました。が、小学校区がどうなのか教えてください。
2点目、登校の支援をされている地域の方々が、同じ地区で違う学校に通う児童がいることで不都合がある、とのことですが、具体的にどんな不都合なのかを教えてください。3点目、順次移行されるということですが、不都合な方がおられないのかなど心配をしているところですので、何かあれば教えてください。と思います。

教育総務課長

1点目の小学校における校区の弾力的運用制度の利用実態についてでございます。小学校につきましては、現行の規則におきまして、4つの区域に居住する児童につきまして、指定校、つまり校区の学校とは別に、教育委員会が指定する選択校に変えることができるように定めておるところでございます。A区域からD区域まででございますが、令和3年4月1日予定での1年生から6年生までの現時点での利用実績で申しますと、まず、A区域につきましては、山崎三丁目1番・2番のユニライフ山崎にお住まいの方でございますが、全体で33人いる中で、選択校の第一小学校に通学される方が20人ということで、約3分の2の方が弾力的運用制度をご利用されていることとなります。続いてB区域、百山の1番・2番・3番・5番から15番までの百山に新しく建てられたマンション等以外にお住まいの方についてでございますが、68人いる中で、選択校である第三小学校に通学されている方が52人ということで、約4分の3の利用率となっております。続きましてC区域、若山台二丁目1番、若山台第4住宅の一部の棟にお住まいの方になります。こちらは、選択校が第二小学校になりますが、対象が6学年合わせて14人いる中で、うち8人が選択校に通学ということで、ほぼ半々の利用率となっております。最後にD区域、若山台一丁目2番・4番・793番地等と、若山台の消防署の北西側にある新興住宅等に当たるところになりますが、こちらは、選択校が第二小学校になりますが、6学年合わせて14人いる中で、選択校に在学の方は4人、利用率としては3割くらいということになっております。以上のとおり、地域によって利用の割合にばらつきがあるという現状でございます。

続きまして、2点目の、住民団体から挙げられていた不都合のこと
でございますが、過去、住民委員会というものが組織されておりました

て、住民委員会から毎年挙げられてくる要望の中の一事項として弾力的運用制度の解消を希望する旨の要望があったと聞き及んでおります。理由といたしましては、やはり同じ地域の近所に住んでいる子どもたちであるにもかかわらず、一方は校区の指定校の学校に通って、隣の子は選択校を利用されている、というような状況がございますと、例えば、子ども会や町内会の活動において子どもと地域とのつながりが希薄になり、地域活動にも支障が出るということで、地域形成という意味合いで不都合が生じるため、解消を希望されたと聞き及んでいるところでございます。

3点目の経過措置以外の事由に当たる子どもたちへの配慮についてでございますが、本規則に定めております校区の弾力的運用制度につきましては、主に通学距離等を理由とする場合の利用に当たるものになりますが、これら以外につきましても、教育委員会におきましては、別途指定校の変更制度や区域外就学という制度を設けております。そちらにつきましては、例えば、指定校が第一小学校であっても、何かしら家庭事情等であるとか、お子さんの特殊な事情で教育的配慮が必要な場合、基準に適合するものであれば、御本人、御家庭の希望も踏まえて指定校以外の学校に通うことも可能です。仮に、この弾力的運用制度が廃止された場合、通学距離で直ちに認めることはなくなりますが、例えば、いじめ等を理由として加害者側と同じ中学校に行きたくないということで、あえて校区外の違う中学校に通う、といったことは、引き続き内規に基づく指定校変更で対応可能でありますので、諸々の事情に合わせてお子さんの就学機会を失うことのないよう、適切に配慮してまいるものでございます。

教育長

ほかにございませんでしょうか

教育委員

新旧対照表について1点お伺いさせていただきます。3、4ページ目なのですが、選択校就学届というのが付いております。これは、改正後なくなるということですが、先ほどの説明で、令和3年4月1日から施行されて、施行日から令和4年3月31日までで転入、転居する者においては順次行っていく、と認識したんですが、その1年間は、選択校就学届の記入は必要としなくて大丈夫ということでしょうか。兄弟がいらっしゃる御家庭に関しましては申出により選択校に入学す

ることができるということなので、選択校就学届も必要かなと思ったんですけども、なくしてしまうのでしょうか。手続の段取りのところだけお伺いしてよろしいでしょうか。

教育総務課長

令和3年4月1日に本規則が改正されまして、規則上からは様式が廃止されることとなりますが、委員御指摘のとおり、経過措置に基づきまして、引き続き選択校を利用することができる方の手続につきましては、同様に引き続きこの様式を用いて従来の手続に沿った形で選択校への就学をしていただくということになります。

教育委員

そういうことでしたら、これは改正案で消してしまっても問題ないということでしょうか。

教育総務課長

この度令和3年4月1日を改正規則の施行日にしましたのは、仮にこれを令和4年の4月1日とした場合、令和4年度の就学予定者に対する選択校の利用手続を令和3年度中に行えることとなりますので、制度としては、令和3年4月1日に廃止しなければならないためであります。ですので、今回、原則として令和3年4月1日に制度を廃止する規則改正を行うものでございます。ただ、そうなりますと、今までその適用を受けていた子どもたちも一斉に弾力的運用制度の適用が消えることとなりますので、そうならないように、このたび改正規則の附則におきまして経過措置というものを設けております。その経過措置が、先ほど御説明で申し上げました2点目から4点目のところになります。先ほどの手続論のところにも絡むのですが、附則のところにおきまして、例えば、令和3年度中に転入する者について、転入学児童・生徒に係る選択校の利用手続につきましては、附則の規定中では「なお従前の例による」との定め方をしております。この「なお従前の例による」という言い回しにつきましては、法令用語で申しますと、改正されたり、廃止されたりした法令の規定がそのまま前の効力を残したまま旧制度が適用される、という意味合いのものになります。ですので、具体的に申しますと、改め文の附則の第3項におきまして、今後、令和3年度中に転入学する者で、その転入学する者が弾力的運用制度を使える方に該当する場合は、その利用手続につきまして、一応規則上は令和3年4月1日に廃止されるものの、「なお従前の例による」というところをもって、もともとあった弾力的運用制度に従っ

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第14号議案「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第14号議案「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について」、御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。「島本町子ども・子育て会議委員委嘱（候補）者名簿」でございます。

現委員におかれましては、令和3年3月31日に任期満了となりますことから、新たに委員を委嘱するものでございます。

まず、2番の吉島氏におかれましては、池坊短期大学の幼児保育学科で准教授を務められており、児童福祉分野を専門に研究されている方でございます。

次に、4番の柳氏と5番の吉崎氏におかれましては、公募委員の募集に御応募いただいた方について公募委員選考委員会における選考が実施され、その結果に基づき、委嘱候補者として決定した方でございます。このお二人につきましては、再任となるものでございます。

次に、7番の竹延氏におかれましては、現在、島本町教職員組合の委員長を務められており、次年度から副執行委員長を務められる予定の方でございます。

次に、8番の大谷氏におかれましては、去る令和2年12月に開設されましたしまもと里山認定こども園の園長を務められている方でご

ざいます。

次に、9番の中尾氏におかれましては、去る令和元年10月に開設されましたR I Cホープ水無瀬保育園の園長を務められている方でございます。

それ以外の皆様におかれましては、前任期に引き続き委嘱するものでございます。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっております。

資料の2ページを御覧ください。島本町子ども・子育て会議の概要をお示ししております。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

公募の方についてですが、今回公募された人数と、選考基準について教えてください。

子育て支援課長

御応募いただいた人数ですが、4人の方から御応募を頂戴いたしました。選考基準ですけれども、18歳以下のお子さんを育てておられる方、というのが要件としてございまして、選考基準といたしましては、作文の御提出を頂きまして、その内容と、応募用紙に書かれておりますこれまでの履歴、略歴に基づきまして、求める委員像といたしまして、子ども・子育て施策全般について、本町の現状を御理解いただいて、率直かつ建設的な御意見を頂ける方、ということで御審議いただいて、候補者を選定したものでございます。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第15号議案「島本町青少年指導員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、第15号議案「島本町青少年指導員の委嘱について」、御説明いたします。

資料の島本町青少年指導員名簿を御覧ください。

島本町青少年指導員は、青少年が心身ともにより健全に成長するよう、また、青少年の非行防止を図ることを職務とし、本町教育委員会が委嘱しているものでございます。

現在委嘱しております各指導員は、本年3月31日をもって任期満了を迎えますことから、改めて委嘱を行うものでございます。任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっております。

現在、14人の指導員のうち、12人を再任とし、新たに2人を委嘱いたしたく考えております。名簿の9番、10番の方が新任の方でございます。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

島本町青少年指導員ですが、再任期間はずっと続けても大丈夫なものなのか教えてください。

生涯学習課長

附属機関委員の選任基準というのが町にはございますが、青少年指導員は審議会など附属機関ではございませんので、直接縛る規定はございません。ただ、その基準の趣旨は一定参考にする必要はあると考えておりますので、余り長く続けられる方については、一定期間で御退任いただくことも考えて運営してまいりまして、今回も、長年務められた方が御退任されることとなりました。

教育委員

校区の割当てなんですけれども、今回、二小、三小、四小と均等に人数割りされているように見受けられますが、先ほどの審議でもありました校区の改正のこともありますので、今後、校区の人数によって

はばらしていく必要性もあるのかなと思うんですけれども、こちらは決まっているのかどうか教えてください。

生涯学習課長

校区についてですが、規則等では、決まりはございません。ただし、島本町全域での活動をしていただく趣旨から、一定均等を目指して委員を委嘱しているところでございます。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第16号議案「令和3年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第16号議案「令和3年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項(案)について」、御説明申し上げます。

「教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年、点検及び評価を行うこととなっておりますことから、効果的な教育行政を推進し、かつ、住民への説明責任を果たすため、その基礎となる目標として毎年度設定しているものであります。

本年度におきましても、まず事務局で素案を作成した後、教育委員の皆様を始め、各学校長等から御意見などを頂戴した上で最終案を作成し、それを今回、議案としてお諮りするものでございます。

御可決を頂きましたならば、関係機関に対して配布するとともに、町のホームページ及び文化・情報コーナーで公表いたします。

また、教育委員会の点検・評価の際に御意見を頂いた学識経験者の

方にも、参考配布する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育員

確認なのですが、5ページのところなのですが、(3)の「両校種」について教えてください。

教育総務課長

「両校種」という用語の意味についてですが、「校種」というのは、一般的に学校の種類という意味合いで使われております。つまり、小学校、中学校、高等学校というものが学校の種類、校種でございます。両校種というものは、2つの校種という意味でございますが、具体的には、小学校と中学校を指しております。つまり、第3号の文頭でも「小中学校においては」と記載されておりますが、小学校、中学校両方の学校の教職員がお互いに協力して、小中一貫教育の推進に係る指導を行っていく、という意味合いですので、「両校種」というのは、小・中学校という意味合いで受け止めていただければと思います。

教育委員

9ページにある「英語教育の推進」の7番の「オールイングリッシュの授業の推進」ということで、以前からオールイングリッシュで中学校では授業を進められてると思うんですけども、現状、どれくらい中学校の場において、英語をオールイングリッシュで先生が教えていらっしゃるのかを参考程度に聞かせていただきたいです。

教育推進課参事

基本的には、オールイングリッシュを目指してそれぞれの教員が行っているところでございます。いろいろな細かな指示というのは、もちろん日本語を使いながらということもございますが、基本的には、オールイングリッシュを目指してやっている、ということではございます。

教育委員

7ページの「確かな学力の育成」のところの(5)の「インクルーシブデザイン」と(6)の「リテラシー」のところなのですが、ほかのところには米印が付いてそれぞれの説明があるんですけど、これは皆さん御存じなのであえて今回外されたのでしょうか。去年はここに説明書きがあったような気がしたんですが、今年はそれが無いので、周知されている言葉としてなのか、どういう理由で外されたのかと思います。

ましたので、お聞かせください。

教育推進課参事

「インクルーシブデザイン」と「リテラシー」の文言でございますが、「リテラシー」に関しましては、教職員も含め理解しているかと思えます。「インクルーシブデザイン」につきましては、ここ数年、「ユニバーサルデザイン」を推薦してきたんですけれども、この「ユニバーサルデザイン」とは、ほぼ多くの子どもが過ごしやすい、利用しやすいということが目的ではあるんですが、それが全てではないお子さんがいてということにより一人一人に合わせた、個に応じたデザイン、環境作りをしていくということで、「インクルーシブデザイン」は今後使われていくであろうということで載せておりますが、今、文科省の定義としましては、はっきりとした明記はございませんので、注釈ができないということで、省いておる次第でございます。

教育委員

定義がないということは、そこを目標に掲げても、そこに到達したかどうかは分からないのではないのでしょうか。

教育推進課長

「インクルーシブデザイン」の定義でございますが、文字として簡潔に表すということが難しいという現状があります。これにつきましては、研修等を通して、インクルーシブデザインの「個に応じて対応していく」という部分を十分説明した上で、取組の方を実施していきたいと思っております。教職員への説明をしっかり行った上で、今後の取組、重点目標として取り組んでいく予定です。

教育こども部次長

注釈の件につきましては、入れさせていただいて、最終的には教育長に一任という形で御了承いただいた上で、これを4月1日以降公表していくという形で御了承いただければと思っております。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第11号報告「GIGAスクール構想の実現に向けた計画の策定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第11号報告「GIGAスクール構想の実現に向けた計画の策定について」、御説明申し上げます。

本計画につきましては、小・中学校におけるICT化の推進に関するものでございます。

本計画の策定は、タブレット端末の購入及び高速大容量ネットワークの整備に係る国庫補助金の交付要件の一つとなっており、その策定に当たっては、教育委員会議等に諮った上で公表することとしておりますことから、本来であれば、計画を策定した時点で教育委員会議にかけるべき案件でございましたが、不手際により、その報告時期が遅れましたことをお詫び申し上げます。

それでは、本計画の概要につきまして、御説明申し上げます。

まず、(1)の「ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画」でございます。

ICT活用の目標値及びその達成状況を踏まえたフォローアップの内容について記載しております。今後のICT活用目標、臨時休業や分散登校期間中におけるICTを活用した学習支援、達成状況を踏まえたフォローアップについて記載しております。

次に、(2)の「通信ネットワーク環境整備計画」でございます。

1人1台環境で支障なくICTを活用した学習活動を行うことができる高速大容量の通信ネットワーク環境の整備計画について記載しております。

国の補助金を活用し、令和2年度中に1Gbpsの校内LANを整備予定でございます。また、インターネット接続につきましては、同時利用率を考慮して、1台当たり2Mbps程度の通信速度を確保するとしております。

次に、(3)の「学習者用コンピュータ配備計画」でございます。

当初のGIGAスクール構想では、令和5年度までの計画であった1人1台端末の整備計画を、こちらも国の補助金を活用して令和2年

度中に前倒しして進めることとなりましたため、令和2年度中の整備台数について記載しております。

次に、(4)の「広域・大規模での共同調達実施計画」でございます。

大阪府の市町村においては、府単位及び複数市町村による共同調達の実施はございませんでしたので、その旨記載しております。

最後に、(5)の「計画の取扱い等に関する事項」でございます。

ここには、本計画の公表の取扱いについて記載しております。

なお、今回お示ししました計画の内容につきましては、国の補助金を申請した時点の状況を踏まえて作成したものであり、令和3年度以降の活用目標等につきましては、現在、学校とも調整の上、見直しの事務を進めているところでございます。

見直し後の内容につきましては、令和3年度のできる限り早い段階で、改めて教育委員会議でお示しさせていただく予定でございます。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

端末整備計画についてお伺いいたします。令和2年度の整備台数2,250台ということで、整備を進めていただいているのは分かりました。子どもたちに1人1台ということで、それに見合う数を整備されていると思うのですが、子どもが触るものなので、壊れたり、無くしたりも考えられると思うんです。そういうときの修理代や、もう1台増やす対応等を加味して、予算的にも盛り込まれているのでしょうか。修理等で台数が減ったときの補填的なものは計画されているのか、教えてください。

端末保証についてでございますが、今回導入させていただきました端末につきましては、自然故障、盗難等の保証はついておりますので、こちらの方で故障等、修繕、代替機の準備等につきましては対応をさせていただきます。それから、今後の端末の故障による代替機の予算、手配についてでございますが、端末の整備計画にも一部記載しておりますが、当町におきましては、今後も児童・生徒数の増加が見込まれておりますため、動向を注視しながら配備等検討してまいりたいと考えております。故障等で使用不可能な物が出てきた際

教育長
教育委員

教育総務課係長

には、学校と調整しながら、配備、手配等を進めてまいりたいと考えております。

教育委員

タブレット1人1台というのは、貸与という形になるのでしょうか。デジタル教科書が有償になる、また、そのデジタル教科書をタブレットに入れたとしても、タブレットの容量が不足する可能性というような、まだまだ未知なるものが多いと思うんですけれども、今回導入される端末の使用期間は、小学校は6年間とみられているのか、一定期間で更新をされるという計画なのかを教えてくださいと思います。

教育総務課係長

端的に、パソコン等の機器につきましては5年で1サイクルと考えておりますが、タブレットにおきましても、同様の考え方で更新を今後見込んでいくものだと考えております。今回2,250台という大量な端末整備になりましたので、こちらの方を一気に更新を掛けていけるのかどうかというのは、今後の検討課題だと考えております。

教育総務課長

タブレット端末が貸与かどうかについてですが、貸与ということで考えております。

教育推進課長

デジタル教科書の活用についてですが、現在、本町では、指導者用のデジタル教科書を導入しております。それにつきましては、教員が授業で整備するような使用になるかと思っておりますので、おそらく、子どもの使用しているタブレットに何かを入れ込むというような形での活用はないものと考えております。それともう1点、学習者用のデジタル教科書というのがございまして、こちらの方は、令和3年度に国の制度により検証を行う形になっておりますので、本町におきましては、各校で1教科を学習者用のデジタル教科書として国の方から補助を受け、使用するという形になっております。1教科ということですので、現状のタブレットでは対応できるであろうと考えております。学習者用のデジタル教科書は、クラウド配信という形になっておりますので、タブレットに何か保存してという形ではなくて、子どもがクラウドに接続して活用という形になっております。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第18号議案「島本町いじめ防止等基本方針の改訂につ

いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第18号議案「島本町いじめ防止等基本方針の改訂について」、御説明申し上げます。

本町におきまして、平成25年度に、「島本町いじめ防止等基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を推進してまいりました。当初から、教育委員会の附属機関として、必要に応じて島本町青少年問題協議会を設置しておりましたが、廃止されたことを踏まえ、本町のいじめ基本方針を改めることが望ましいと考え、「島本町いじめ防止等基本方針（案）」を作成いたしました。

従来はいじめ防止等基本方針から、いじめ防止等のために町が取り組む施策、学校が実施する取組に大きく分けて明記しました。また、疑いを含むいじめ事案への初期対応手順、いじめ事案報告対応と重大事態発生時の対応をフローチャートにまとめました。

これまでの学校はいじめ対応について、いじめ事案への適切な初期対応が取れていなかったケースがあったことを踏まえて、具体的な初期対応手順を示したこと。特に、いじめシグナルをキャッチしたら、直ちに認知し、管理職及び生活指導担当者に報告し、緊急いじめ対策会議を招集することとしました。また、児童生徒へのいじめアンケート生活アンケートが、いじめの早期発見、早期対応に活かされなかった反省を踏まえ、いじめアンケート実施をいじめ未然防止の取組としてシステム化していき、いじめの未然防止と初期対応の徹底を図っていくものでございます。

今後、委員の皆様にご審議いただき、御可決賜りましたら、各学校へ周知し、令和3年度から、このいじめ防止等基本方針にのっとり、いじめ防止等の対策を推進してまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

2ページの(3)に「いじめ対策会議」が記されているんですけども、こちらは、学校によるいじめ防止策の対策のための組織ということですが、こちらはどれくらいの頻度で集まられて会議をされてい

るのかというのを伺いたいです。

教育推進課参事

おおむね週に1度、小学校も中学校も、いじめだけにかかわらず、学校で起きた問題行動事象について報告を行い、その中でいじめにつながるシグナルが発見されれば、すぐにその場で緊急いじめ対策会議を開く、という手順になります。

教育委員

起こった内容の中でどのくらいのものであれば、いじめ対策会議から島本町いじめ等対策委員会に通達され、委員会が開催されるのか、どのように連携しているのかをお伺いたいです。

教育推進課参事

島本町いじめ対策委員会に上がってくる報告事案といたしましては、主に重大事態につながる疑いがある事案について上がってきます。これまでは実際に上がったというケースはございませんが、それに該当するような事案につきましては、毎年報告させていただいております。

教育委員

島本町いじめ防止等基本方針というのは、いつ策定されたものなのか教えていただきたいことと、令和3年3月で改訂されたということですが、どこを改訂されたのか教えていただきたいです。もう1点が、第2条のいじめの対象の定義ですが、これは「児童と児童」と書いてはいるんですが、教師から児童へのいじめについては、基本方針の中には入らないということではないのでしょうか。

教育推進課参事

島本町いじめ防止等基本方針というのはいつ策定されたか、ということですが、国の法律を踏まえまして、平成25年に策定しました。どこを改訂したか、ということですが、教育委員会の附属機関として青少年問題協議会を廃止したため、いじめ防止対策推進法第14条第3項に「地域の実状に応じて附属機関を設置することが望ましい」とありますことから、本町におきましては、「必要に応じて地域と連携していく」という文言に変えさせていただいております。ここが大きく改訂したところでございます。最後の教師のいじめでございますが、いじめの定義の中では、教師から子どもというのはいじめには当たらず、子どもから子どもがいじめでございますので、ここには該当しないということになります。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
それでは、第6号報告「令和2年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第6号報告「令和2年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、去る3月18日に開かれた町議会に提出しました令和2年度補正予算に関するものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の事項に該当するため、本来であれば、教育委員会の議決を経る必要があるものでございます。

しかしながら、事務日程の都合上、議案発送の日までに教育委員会議を開催し、議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

それでは、今回臨時代理した補正予算の概要について、添付資料を基に説明いたします。

まず、歳入でございます。学校保健特別対策事業費補助金105万8千円の増額につきましては、国の3次補正により、学校における新型コロナウイルス感染症対策として補助金が新設されたことに伴い、計上したものでございます。なお、本町におきましては、当該補助金を、計上済みであった小・中学校におけるトイレ清掃業務及び研修事業に係る歳出予算の特定財源として活用するものでございます。

次に、歳出でございます。先ほど述べました国庫補助金の増額に伴い、財源内訳を組み替えるものでございます。

最後に、繰越明許費が1件ございます。学校施設等長寿命化計画策

定業務につきましては、令和2年度中に計画を策定する予定で事務を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策に係る事務の影響により策定スケジュールに遅れが生じ、本年度内に完了することが見込めなくなりましたことから、当該業務に係る予算を令和3年度に繰り越すものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第7号報告「令和3年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第7号報告「令和3年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件も、先ほど御報告しました第6号報告と同じ事由により臨時に代理しましたので、今回その報告をするものでございます。

それでは、今回臨時代理した補正予算の概要について、添付資料を基に説明いたします。

資料中の表のうち、下側の歳出内訳説明書を御覧ください。

今回の補正につきましては、いずれも、令和2年度に引き続き、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることを踏まえまして、令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策事業として計上したものでございます。

まず、目：学校管理費(小学校)及び同(中学校)のうち、節：需用費の学校施設・教材備品等修理につきましては、特別教室等における空調機の冷房能力の向上を図るための修繕を行うものでございます。同じく、節：委託料の校務業務につきましては、教職員の負担軽減を図り、平日のトイレ清掃業務を委託するものでございます。

次に、目：図書館費の節：備品購入費の管理用備品につきましては、図書を閲覧するための少人数用机を新たに設置するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長 よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。
ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第8号報告「令和2年度大阪府中学生チャレンジテスト(中学1・2年生)の結果の公表について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第8号報告「令和2年度大阪府中学生チャレンジテスト(中学1・2年生)の結果の公表について」、御説明申し上げます。

お手元の資料「令和2年度大阪府中学生チャレンジテスト結果概要」を御覧ください。

令和3年1月13日に、中学校第1学年及び第2学年を対象に大阪府中学生チャレンジテストが実施されました。このたびは、島本町全体の調査結果概要を報告し、公表する内容について説明させていただきます。

資料の1枚目が中学1年生の調査結果及び分析、2枚目と3枚目が中学2年生の調査結果及び分析の概要となっております。

1年生は国語、数学、英語及びアンケートが、2年生は国語、社会、数学、理科、英語及びアンケートが実施されました。

教科別の調査結果については、1・2年生とも、全ての教科において、府の平均を上回る結果となっております。特に、英語においては、府の平均を1年生も2年生も10ポイント以上も上回っており、英語教育推進リーダーを中心とした英語特例校としての成果が現れております。

また、中学3年生卒業までに英検3級程度の力の獲得を目指すという大阪府の目標がございますが、50%の目標値に対して、島本町は今年度の12月末時点で65.2%を達成しております。

生徒アンケートでは、自分の考えを「ノートやプリントに書く時間」、「伝える場面」、「話し合う活動を通じて深めたり、広げたりしている」のいずれの肯定的回答が約90%となっており、府平均より高くなっております。さらには、各アンケート項目とも、肯定的回答の中でも、

強い肯定を示す回答をしている生徒が多くなっております。このことは、新学習指導要領の内容でもある「主体的・対話的で深い学び」が実現されていると考えられます。

なお、2年生の同学年の国語・数学・英語について、府の結果を「1」としたときの割合では、前年度の1年次より上回った結果となっております。

結果の公表につきましては、事務局として保護者、地域住民に対する説明責任を果たすため、町結果概要についてホームページを通じて公表したいと考えています。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第9号報告「令和2年度春季休業中における児童生徒の指導について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第9号報告「令和2年度春季休業中における児童生徒の指導について」、御説明申し上げます。

資料1枚目のとおり、令和3年3月10日付け島教教第1898号にて、各学校長に対して、春季休業日中における児童・生徒の指導についてその指導が適切に行われるよう本文書にて通知しました。資料2枚目の大阪府教育委員会からの通知文も併せて通知しました。資料1枚目の裏面では、新型コロナウイルス感染症拡大等により、児童・生徒の新学期に対する不安が高まることが考えられることを踏まえて、重点課題として5項目を示しました。

1点目、教育相談体制の充実として、今まで以上に児童・生徒の些細な変化を捉えて、専門家や関係機関等とも連携に努めること。

2点目、新年度に向け児童・生徒の引継ぎや、児童生徒及び保護者に対して、よりきめ細やかな支援に努めること。

3点目、非行、犯罪被害等の防止について、携帯電話やスマホ等の利用に起因した生活リズムの崩れや、トラブル、事件に巻き込まれないよう、ルール作りやフィルタリングの加入について啓発を行うこと。

4点目、長期欠席・不登校、児童虐待、安全確認等への取組につい

て、欠席が長期にわたる児童・生徒については、支援方法についてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や教育センター及び関係機関も含めた検討を行い、新年度に向けてのよりきめ細かい支援・指導をすること。

5点目、いじめ対応について、進級、進学に伴って、いじめ被害・加害、不登校傾向や配慮を要する児童・生徒に対して、きめ細やかな引継ぎを行うこと。また、再度、いじめの組織対応について教職員間で共通理解を図ること。

以上、簡単ではございますが、報告をさせていただきます。

教育長 ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員 重点課題の4番のところに「ヤングケアラー」という名称が入っていました。それを書かれているということは、島本町でもそういう事案が多くなっているということでしょうか。

教育推進課参事 ヤングケアラーでございますが、本町といたしまして、大阪府の問題行動調査等で不登校の内訳等を調査しているところでございます。その中で、大阪府といたしまして、ヤングケアラーの問題が今急浮上してきているというところで調査項目に入っていますことから、本町も今現在では調査中でございますが、今後増えてくるだろうということで載せております。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、お諮りいたします。第10号報告及び第19号議案につきましては、人事案件であることから、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、第10号報告及び第19号議案につきましては、秘密会とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

秘密会とすることが決定いたしましたので、恐れ入りますが、傍聴者の方は、退席していただきますようお願いいたします。

なお、今回の会議は当該議事終了後閉会となることから、傍聴用資

料の持ち帰りを希望される方は持ち帰っていただくことが可能です。
希望されない方は、座席に資料を置いて退席してください。

(傍聴者・一部事務局職員退室)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、第10号報告「教職員（一般職）人事の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 [教職員（一般職）人事の臨時代理について説明]

教育長 ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第19号議案「事務局職員人事について」を題といたします。事務局の説明を求めます。

教育子ども部長 [事務局職員人事について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、これをもちまして、令和3年第4回教育委員会臨時会を閉会いたします。